

投信口座WEB開設申込サービス利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さまが、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりスマートフォンまたはPC（以下「スマホ等」といいます。）を使用して「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座約款」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」その他投資信託に関連する規定等（以下「投信関連規定」と総称します。）に基づきWEBを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合のお客さまと当行の間の取決めです。

- 2 本規定は「投信関連規定」の一部を構成するとともに一体として取扱われるものとします。本規定に「投信関連規定」と矛盾する内容を定めた場合は、本規定の定めが優先されます。なお、本規定に定めのない事項に関しては「投信関連規定」が適用されるものとします。

第2条（本サービスの内容）

お客さまは、WEBを通じて次のサービスを利用することができます。

- ① 投資信託の口座開設のお申込み
- ② 特定口座（源泉徴収あり）開設のお申込み
- ③ NISA口座開設のお申込み
- ④ 投資信託の累積投資契約のお申込み
- ⑤ 次条第3項第1号に定める電子交付サービス

第3条（本サービスのご利用条件）

本サービスの利用は次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。

- ① 日本国内に居住する80歳未満の成年のお客さま
 - ② 当行で普通預金口座を開設しているお客さま（預金口座には総合口座を含み、事業で使用する屋号名義の口座を除きます。この預金口座は投資信託取引に伴う換金代金、分配金、償還金および還付金等を入金する口座で、お客さまにご指定いただきます。以下「指定預金口座」といいます。）
 - ③ 「マイナンバーカード」または「運転免許証および個人番号に関する通知カード」をお持ちのお客さま（いずれもお申込み時点で有効なものとし、以下「本人確認資料」といいます。）
 - ④ 本サービスで使用するお客さまのスマホ等が利用可能な対象機種であり、当行が推奨するシステム環境等を備えていること
 - ⑤ 本規定および投信関連規定の内容に同意していただいたお客さま
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本サービスを利用できません。
 - ① 法人のお客さま
 - ② 成年後見人制度をご利用のお客さま
 - ③ 外国政府等の重要な地位にある方またはあった方とご家族（いわゆる「外国PEPs」）
 - ④ 既に当行で投資信託口座を開設しているお客さまで、本サービスを利用してNISA口座の開設をお申込みする場合に他の金融機関でNISA口座を開設しており重複開設となるお客さま
 - ⑤ その他当行が別に定めるお客さま
 - 3 次の各号に掲げる書面の内容に同意または承諾いただいたお客さまに限り本サービスを利用することができます。
 - ① 電子交付サービス規定（法令等により交付が義務付けられている書面等を紙媒体に代えて電磁的方法により交付する場合の取扱いを定めたもの。）
 - ② 個人番号の利用目的について
 - ③ 個人情報の利用目的について
 - ④ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意
 - ⑤ 第6条第1項に定める電子メール利用の承諾

第4条（本サービスに基づく口座の開設）

当行は、お客さまが本サービスを利用してスマホ等から当行に送信した本人確認資料に基づくお客さまの本人特定

事項（住所、氏名、生年月日をいいます。以下同じ。）と、お客さまが当行に開設している指定預金口座の本人特定事項との一致を確認する方法によりお客さまご本人であることの確認を行います。この方法により当行がお客さまご本人であることが確認できた場合に、当行はお客さまの意思に基づく有効なお申込みとして取扱います。

- 2 前項に基づき当行所定の方法によりお客さまが投資信託に関する各種口座開設その他不随する契約をお申込みし、当行が承諾した場合に、お客さま名義の「投資信託口座」および「特定口座（源泉徴収あり）」または「NISA口座」（以下「投信関連口座」と総称します。）の開設手続きを開始します。なお、投信関連口座の開設に際しては、お客さまの届出住所宛に「書留郵便（転送不要）」を送付し、その送付物が未着として返戻されないことをもって、投信関連口座が開設されるものとします。ただし、投信関連口座を開設するにあたり、すでに当行で法令に基づく取引時確認がお済みのお客さまに関しては、この限りではありません。
- 3 本サービスを利用して開設した投信関連口座その他不随する契約にかかる印章は、第1項に定めるお客さまの指定預金口座の届出の印章と同一とします。

第5条（投信関連口座の解約等）

次の各号のいずれかに該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知や催告等を行うことなく、いつでも投信関連口座に基づく投資信託取引を停止し、または投信関連口座を解約することができるものとします。

- ① お客さまが存在しないことが判明した場合、または投信関連口座がお客さまの意思によらずに開設されたことが判明した場合
- ② 本規定および投信関連規定に定める規定に違反した場合
- ③ その他当行が取引を継続することが不適切と判断した場合

第6条（通知等）

当行は、お客さまへの通知または照会手段として電子メールを利用することがあります。お客さまはご自身のスマホ等のメールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。なお、メールアドレスに変更が生じた場合は、直ちにお客さまは当行所定の方法で変更登録するものとします。

- 2 当行は、お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなして取扱います。
- 3 前項に基づきお客さまあてに通知または発送した送付書類が未着として当行に返戻されたときは、当行はそれ以後の通知または発送を停止します。また、返戻された送付物に関して、当行は保管する責任を負わないものとします。

第7条（本サービスの変更等）

当行は、本サービスおよび本規定の内容を変更（中止または廃止を含みます。）する場合があります。この場合には、当行所定の方法で通知または告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

- 2 前項にかかわらず、本サービスにかかるシステム等の障害、補修等によって当行は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止もしくは中止することがあります。

第8条（免責事項）

次の各号に掲げる事由により生ずるお客さまの直接的または間接的な損害および損失については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責を負いません。

- ① 第5条に規定される投資信託取引の停止、または投信関連口座の解約
- ② 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信障害等による取扱いの遅延または不能
- ③ 天災地変、政変、その他不可抗力と認められる事由による取扱いの遅延または不能
- ④ お客さまが使用するスマホ等の障害等
- ⑤ 本サービスのご利用に関し、本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

第9条（合意管轄）

本サービスに基づく諸取引の準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 10 条（本規定の変更）

本規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項による本規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を当行のホームページへ掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。ただし、法令諸規則の改正や制度改正等に基づき緊急を要する場合は、この限りではありません。

以上

2021 年 5 月 17 日制定

2022 年 6 月 20 日改正

2024 年 1 月 1 日改正

株式会社岩手銀行